診調組 技-1-1参考2 7. 11. 20

中医協 総-4-1 7. 2. 19 中医協 診一1 7.2.19 診調組 技一2 7 . 2 . 3

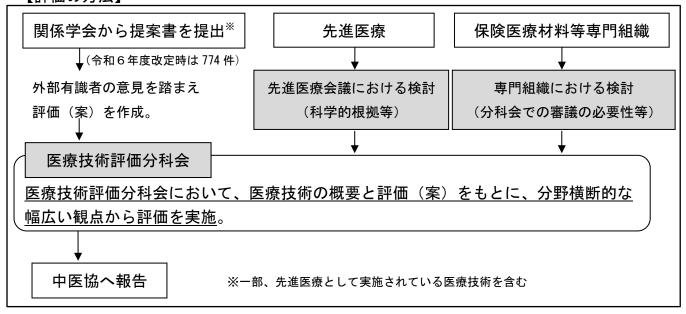
令和8年度診療報酬改定に向けた医療技術の評価方法等について(案)

1. 令和6年度診療報酬改定における対応

(1) 令和6年度診療報酬改定における評価の概要

○ 新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価については、診療報酬改定毎に、学会等から提出された技術評価提案書等を踏まえ、医療技術評価分科会(以下、「分科会」という。)において検討を進め、中央社会保険医療協議会(以下、「中医協」という。)総会へ報告を行ってきた。

【評価の方法】



〇 令和6年度診療報酬改定においては、774件の技術を分科会における評価対象とし、そのうち177件の技術を診療報酬改定において対応する優先度が高い技術としたところ。また、177件のうち14件は診療報酬項目の削除の提案であった。

(2) 令和6年度診療報酬改定における主な論点

- ① 医療技術の再評価にかかる報告書について
 - ・ 令和4年度診療報酬改定における中医協答申書附帯意見として、医療技術の評価 について以下のような指摘があった。

「中医協答申書附帯意見」(抜粋)

(医療技術の評価)

診療ガイドライン等に基づく質の高い医療を進める観点から、診療ガイドラインの改訂やレジストリ等のリアルワールドデータの解析結果を把握し、それらを踏まえた適切な医療技術の評価・再評価を継続的に行うことができるよう、医療技術の評価のプロセスも含め引き続き検討すること。

- ・ これを踏まえ、令和6年度診療報酬改定においては、以下のいずれかに該当する技術を分科会において指定し、関係学会からの報告を求めることとした。
- A) 令和4年度診療報酬改定において対応する優先度の高いものとされた医療技術のうち、提案書の「ガイドライン等での位置づけ」の欄において、「ガイドライン等で記載あり」とされたもの(113件)
- B) レジストリの登録を要件として保険適用された技術(計 35 件)
- また、上記報告のため、医療技術評価報告書の様式を新設した。

② 医療技術の体系的分類について

• 厚生労働省行政推進調査事業「公的医療保険における外科手術等の医療技術の評価 及びその活用方法等に関する研究」により STEM 7 の分類に基づく各手術の麻酔時間の 分布に係る解析が行われ、一部整形外科手術において、術式ではなく手術部位により 麻酔時間が異なることが明らかになった。これを踏まえ、同研究より整形外科領域に おける K コードの見直し案が示されたところであり、令和 6 年度診療報酬改定の次 の改定での対応に向けて必要な検討を行うこととした。

③ 医療技術の審議を行う場について

 令和5年2月9日の分科会及び同年2月15日の中医協総会における議論により、 令和6年度診療報酬改定においては、製造販売業者から保険適用希望書が提出され保 険医療材料等専門組織において審議を行う技術について、必要な場合に分科会での検 討を求めることができるものとされ、該当する4技術について分科会で検討が行われ た。

④ 医科(歯科)点数表における医療技術に関する項目の整理について

- ・ 令和5年12月27日の中医協総会において、医科(歯科)点数表における医療技術に係る診療報酬項目について、算定回数が極めて少ない項目のうち、他の技術により置き換えられているものについては、関係学会等の意向を踏まえつつ、一定の経過措置を置いた上で削除を検討することとした。
- ・ これを踏まえ、令和6年度診療報酬改定においては、算定回数が複数年0回かつ他の技術に置き換わっていることが考えられる3技術について、関係学会の意向も踏まえて削除した。(令和8年5月31日までの経過措置あり)

また、関係学会からの提案を踏まえ、医療技術の一部を削除した。

2. 令和8年度診療報酬改定に向けた対応(案)

(1) 令和8年度の評価の具体的な進め方について

- (ア) 分科会における評価の対象となる医療技術
- 令和4、6年度診療報酬改定と同様の取扱いとする。
 - ① 分科会に提案書が提出された医療技術について
 - 評価の対象となる医療技術は、医科診療報酬点数表第2章特掲診療料第1部「医学管理等」から第13部「病理診断」、又は歯科診療報酬点数表第2章特掲診療料第1部「医学管理等」から第14部「病理診断」に該当する技術として評価されている又はされることが適当な医療技術であって、医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができるものに限る。
 - ・ また、提案書が提出された医療技術の実施に当たり、薬事承認されていない医薬品、医療機器又は体外診断用医薬品を使用するものは、原則として分科会における評価の対象外とする。承認が見込まれるものについては、令和7年8月末日までに確実に承認取得が可能な場合のみ、評価の対象となる。
 - ② 先進医療として実施されている医療技術について
 - · 平成 30 年度診療報酬改定以降の取扱いと同様に、分科会における評価の対象と する。
 - ③ 保険医療材料等専門組織においてで審議された医療技術のうち医療技術評価分 科会での審議が必要とされた医療技術について
 - 令和6年度診療報酬改定の取扱いと同様に、分科会における評価の対象とする。

(イ) 提案書の様式

- 〇 令和6年度診療報酬改定で用いた様式を一部修正したものを用いる。なお、提案書の様式については、以下の留意点がある。
 - ① 当該医療技術が用いられることが想定される診療科について、選択する欄あり
 - ② 学会等が作成する「診療ガイドライン」等に基づく質の高い医療を進める観点から、診療ガイドライン等における当該医療技術の位置づけ等を明記する欄あり
 - ③ 当該医療技術により予想される影響額については、社会医療診療行為別統計に基づき算出されることが主であるものの、それ以外のデータを用いて算出される場合もあることを踏まえ、備考欄あり
 - ④ 当該医療技術に関連して減点や削除が可能と考えられる医療技術について、現に 当該医療技術の対象となる患者に対して行われている医療技術も含めて記載する

ことを明確化

- ⑤ 参考文献について、雑誌名等を具体的に記載する欄あり
- (ウ) 医療技術の評価等の進め方
- 〇 令和4、6年度診療報酬改定と同様に、学会等からの医療技術の提案に対する評価 (案)の作成に当たり、WGを設置し、意見を求めることとする。

(2) 医療技術の体系的な分類について

- 〇 令和6年度診療報酬改定においては、前記のとおり、整形外科領域におけるKコードの 見直し案が示されたことを踏まえ、令和6年度診療報酬改定の次の改定での対応に向けて 必要な検討を行うこととしたところ。
- 〇 以上を踏まえ、令和8年度診療報酬改定においては、分科会で引き続き具体的な対応の 検討を進めることとする。

(3)医療技術の再評価について

- 〇 令和8年度診療報酬改定に向けては、下記①に示される医療技術を対象として、関係学会からの報告書の提出を求めることが、令和6年1月15日の本分科会において決定され、同年1月17日の中医協総会においても了承されたところ。(技-1)
- 報告書の様式及び報告書提出後の対応については下記②及び③に示すとおりとしては どうか。
 - ① 医療技術の指定について
 - A) 令和6年度診療報酬改定において対応する優先度の高いものとされた医療技術のうち、「ガイドライン等で記載あり」とされたもの(計116件)
 - B) 平成 28 年度から令和6年度までの診療報酬改定において、レジストリの登録を要件として保険適用された技術(計40件)

② 報告書の様式

・ 令和6年度診療報酬改定で用いた様式を一部修正したものを用いる。

③ 報告書提出後の対応について

- ・ 必要に応じて提出学会等に対して事務局によるヒアリング及びWGからの意見聴取 等を行い、分科会において以下のように評価することとしてはどうか。
 - A) 「ガイドライン等で記載あり」として指定された医療技術については、ガイドライン上の位置づけの変化等を分科会における評価の参考とする。

B) レジストリの登録を要件として保険適用された技術として指定された医療技術については、レジストリの解析により当該技術の有効性・安全性が示されているか確認する。なお、有効性・安全性が確認された技術については、関係学会と協議し、レジストリの登録を引き続き要件とすべきか分科会において検討する。

(4) 医療技術の整理について

- 令和8年度診療報酬改定においても、引き続き、分科会において関係学会からの医療技術の削除の提案に対応することとする。
- O 医療技術の削除に関する提案は、提案された医療技術に関連して医療技術の減点や削除が可能と考えられるものとして他の医療技術の提案と併せて行うことや、既存医療技術に関する再評価区分の4「保険収載の廃止」としてそれのみで行うことが可能であることに留意する。

3. 今後のスケジュール(案)

〇 提案書について

令和8年度診療報酬改定に向け、学会における提案書の作成や、分科会における評価等 に必要な時間を確保する観点から、下記のスケジュールで実施することとする。

令和7年 <u>2月中旬</u> 提案書受付開始 約4ヶ月

<u>6月上旬</u> 提出締切(前回改定:6月9日)

6月~

- ・提案内容の重複や薬事承認等の確認
- ・WGの意見を聴取しつつ、事務局において評価(案)を 作成
- 評価(案)を元に分科会において評価

令和7年度内

評価結果を中医協総会に報告

〇 報告書について

学会における報告書の作成や、分科会における評価等に必要な時間を確保する観点から、 下記のスケジュールで実施することとする。

令和7年 2月中旬 報告書受付開始



7月上旬 提出締切(前回改定:4月28日)

事務局によるヒアリング・WG からの意見聴取等を行い、8月~ 事務局において評価案を作成

・評価(案)を元に、分科会において評価

令和7年度内・評価結果を中医協総会に報告

6

医療技	術評価提案書	(保険未収載技術用)	表紙	
整理番号(6桁)				
関連技術の整理番号 ※事務局使用欄				

提出年月日 令和7年 月 日

1. 申請団体

主たる申請団体名		
代表者氏名		
申請団体 事務連絡先 ※必ず連絡の取れ る連絡先を記載す ること	郵便番号 所在地 電話番号 E-Mail FAX番号 担当者氏名	
上記以外の申請団体名 (共同提案学会名)		

2. 技術担当者(提案される医療技術の医学的内容について連絡をすることがある。)

1	担当者氏名	
	所属施設名	
担当者連絡先	診療科	
	役職	
	所属施設所在地	
	所属施設電話番号	
	E-Mail	
	FAX番号 ※無い場合は自宅等	

- ※ 必ず全ての空欄に記載することとし、該当しない場合も「該当なし」等と記載すること。記載のない欄がある場合は受け付けられない。
- ※ 1つの申請団体が複数の提案書を提出する場合には、「提案される医療技術名」は同じにならないようにすること。類似の技術がある場合には、「〇〇術(××について)」「〇〇術(△△について)」などとし、区別できるように記載すること。
- ※ 複数の団体が同一技術の提案をする場合は、可能な限り団体間で調整し、1つの提案書にまとめて提出すること。

医療技術評価提案書 (保険未収載技術用)

整理番号 ※事務処理用			
提案される医療技術名			
	申請団体名		
	主たる診療科(1つ)	リストから選択	
提案される医療 技術が関係する		リストから選択	
診療科	関連する診療科(2つまで)	リストから選択	
	が が又は提案される医療技術に類似した医療技術の提案実績の有無	有無を	をリストから選択
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年度)	IJ z	ストから選択
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名		
	追加のエビデンスの有無	有無を	をリストから選択
	皇案される医療技術の概要 (200字以内)		
文字数:			
保険収載が必要な理由 (300字以内)			
文字数:			
①提案される医療 ・疾患、病態、症			
②提案される医療 ・方法、実施頻度 (具体的に記載	、期間等		
	区分	区分をリストから選択	
③対象疾患に対 して現在行われ ている医療技術	番号 医療技術名		
(当該医療技術 が検査等であっ て、複数ある場	既存の治療法・検査法等の内容		
④有効性・効率性 ・新規性、効果等 ・長期予後等のア	について③との比較		
研究結果 ⑤ ④の根拠と なる研究結果等		エビデンスレ	·ベルをリストから選択
	ガイドライン等での位置づけ	位置づけをリストから選択	
0 自 及 庄	年間対象患者数(人) 国内年間実施回数(回)		
※患者数及び実施	回数の推定根拠等		

8

⑦医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	6位置づけ は		
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体制 等)		
等を踏まえ、必 要と考えられる 要件を、項目毎	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門性 や経験年数等)		
に記載すること)	その他 (遵守すべきガイドライン等その他の要 件)		
⑧安全性 ・副作用等のリ	リスクの内容と頻度		
⑨倫理性・社会的 (問題点があれば			
⑩希望する診療 報酬上の取扱い	妥当と思われる診療報酬の区分 点数(1点10円)	区分を	リストから選択
1100000	その根拠		
関連して減点	区分	区分をリストから選択	
や削除が可能と 考えられる医療	番号 技術名		
技術(③対象疾患に対して現在行われている医療技術を含む)	具体的な内容		
	プラスマイナス	リス	くトから選択
予想影響額	予想影響額 (円) その根拠		
	備考		
⊕提案される医療器又は体外診断薬(主なものを記載			
⑫提案される医療 保障) への収載り	療技術の海外における公的医療保険(医療 状況	いずれか一つをリストから選択	1)を選択した場合は、下の欄に詳細を記載。
※ 該当する場合 (例:年齢制限)	â、国名、制度名、保険適用上の特徴 等		
	₹技術の先進医療としての取扱い 	いずれかー	つをリストから選択
⑭その他			
⑤当該申請団体以	从外の関係学会、代表的研究者等		
⑯参考文献 1	1) 名称 2) 著者 3) 雑誌名、年、月、号、ページ		
	4)概要 1)名称 2)著者 3)雑誌名、年、月、号、ページ		
	3) 雑誌名、年、月、号、ペーシ 4) 概要		
⑥参考文献3	1)名称 2)著者 3)雑誌名、年、月、号、ページ		
⑥参考文献 4	4)概要 1)名称 2)著者 3)雑誌名、年、月、号、ページ		
⑥参考文献 5	4) 概要 1) 名称 2) 著者 3) 雑誌名、年、月、号、ページ		
W. 17 : - :	4)概要		

※⑮については、1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や研究者等の名称を記載すること。

提案される医	療技術に使用	用する医薬品	、医療機器又は体外	診断用医	薬品について	
				整理番号		
提案される医療技術名						
申請団体名						
合、令和7年(2025年)8月末日迄に承認※ 医薬品、医療機器又は体外診断薬につ※ 該当する製品の添付文書を添付するこ※ 薬事承認上の内容等が不明な場合は、	合、令和7年(2025年)8月末日迄に承認取得が可能な場合のみ、評価の対象となることに留意すること。 ※ 医薬品、医療機器又は体外診断薬については、当該技術の核となるものについて必ず具体的な薬品名、製品名を記載すること。 ※ 該当する製品の添付文書を添付すること。					
※ 記載が不十分であると判断した場合は	評価の対象外となる	るため、必要事項を	ともれなく記載すること。			
【医薬品について】 名称(販売名、一般名、 製造販売企業名)	薬事承認番号	収載年月日	薬事承認上の 「効能又は効果」		備考 ※薬事申請及び公知申請の状況等(薬事承 認見込みの場合等はその旨を記載)	
【医療機器について】				-		
名称(販売名、一般名、 製造販売企業名)	薬事承認番号	収載年月日	薬事承認上の 「使用目的、効能又は効果」	特定保険 医療材料	特定保険医療材料に該当する場合は、番号、名称、価格を記載 (※薬事申請及び公知申請の状況等(薬事 承認見込みの場合等はその旨を記載)	
【体外診断用医薬品(検査用試薬)について】						
名称(販売名、一般名、 製造販売企業名)	薬事承認番号	収載年月日	薬事承認上の「使用目的」	=	及び公知申請の状況等(薬事承認見込みの の旨を記載)	
				<u> </u>		

【その他記載欄(上記の欄に記載しきれない内容がある場合又は再生医療等製品を使用する場合には以下を記入すること)】

医療	技術評価提案書	(保険既収載技術用)	表紙	
整理番号(6桁)				
関連技術の整理番号 ※事務局使用欄				

提出年月日 令和7年 月 日

•	

1. 申請団体

主たる申請団体名	
代表者氏名	
申請団体 事務連絡先 ※必ず連絡の取れ る連絡先を記載す ること FAX番号 担当者氏名	
上記以外の申請団体名 (共同提案学会名)	

2. 技術担当者(提案される技術の医学的内容について連絡をすることがある。)

担	旦当者氏名	
	所属施設名	
	診療科	
	役職	
	所属施設所在地	
担当者連絡先	所属施設電話番号	
	E-Mail	
	FAX番号 ※無い場合は自宅等	

- ※ 必ず全ての空欄に記載すること。記載のない欄がある場合は受け付けられない。
- ※ 1つの申請団体が複数の提案書を提出する場合には、「提案される医療技術名」は同じにならないようにすること。類似の技術がある場合には、「のの作(メンドラウス)・「のの作(ヘヘドラウス)・などより、展別できると言語せること。
- は、「OO術 (××について)」「OO術 $(\Delta\Delta$ について)」などとし、区別できるように記載すること。
- ※ 複数団体が同一技術の提案をする場合、可能な限り団体間で調整し、1つの提案書にまとめて提出すること。

医療技術評価提案書(保険既収載技術用)

整理番号 ※事務処理用				
提案される医療技術名				
申請団体名				
提案される医療 技術が関係する 診療科	主たる診療科(1つ)	リストから選択		
	関連する診療科(2つまで)	リストから選択		
H> 73.C.1		リストから選択		
	支術又は提案される医療技術に類似した 療技術の提案実績の有無		有無をリストから選択	
	過去に提案した年度 (複数回提案した場合は、直近の年 度)		リストから選択	
「実績あり」の 場合、右欄も記 載する	提案当時の医療技術名			
	追加のエビデンスの有無	有無をリストから選択		
	診療報酬区分		区分をリストから選択	
	診療報酬番 号			
分 計 III 企力(後数 运 扒可)		1 - A 算定要件の見直し(適応) 1 - B 算定要件の見直し(施設基準) 1 - C 算定要件の見直し(回数制限) 2 - A 点数の見直し(増点) 2 - B 点数の見直し(減点) 3 項目設定の見直し 4 保険収載の廃止 5 新規特定保険医療材料等に係る点数 6 その他(1~5のいずれも該当しない) 「6 その他」を選んだ場合、右欄に記載	該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択 該当する場合、リストから〇を選択	
提案される医療技術の概要(200字以内) 文字数:				
再評価が必要な理由				

【評価項目】

			1	
①再評価すべき具体的な内容 (根拠や有効性等について記載)				
②現在の診療報酬上の取扱い ・対象とする患者 ・医療技術の内容 ・点数や算定の留意事項				
診療報酬区分(再	[掲)	区分をリストから選択		
診療報酬番号(再	[掲)			
医療技術名				
③再評価の根	治癒率、死亡率やQOLの改善等の長期 予後等のアウトカム			
拠・有効性 ガイドライン等での位置づけ		リストから選択		
④普及性の変化 ※下記のように推定した根拠				

年間対象者数の	見直し前の症例数(人)	
変化	見直し後の症例数(人)	
年間実施回数の	見直し前の回数(回)	
変化等	見直し後の回数(回)	
⑤医療技術の成熟 ・学会等における ・難易度(専門性	位置づけ	
・施設基準 (技術の専門性	施設の要件 (標榜科、手術件数、検査や手術の体 制等) 人的配置の要件	
要と考えられる要件を、項目毎に記載すること)	人的配置の要件 (医師、看護師等の職種や人数、専門性や経験年数等) その他 (遵守すべきガイドライン等その他の要件)	
⑥安全性 ・副作用等のリ	スクの内容と頻度	
⑦倫理性・社会的 (問題点があれば	ば必ず記載)	
⑧点数等見直し の場合	見直し前 見直し後 その根拠	
⑨関連して減点 や削除が可能と 考えられる医療 技術(当該医療	区分 番号 技術名	区分をリストから選択
技術を含む)	具体的な内容	
⑩予想影響額	プラスマイナス 予想影響額 (円)	リストから選択
	その根拠 備考	
⑪算定要件の見直 品、医療機器又は	iし等によって、新たに使用される医薬 は体外診断薬	
⑫その他		
⑬当該申請団体以	l外の関係学会、代表的研究者等	
	1)名称 2)著者	
⑭参考文献 1	3)雑誌名、年、月、号、ページ	
	4)概要	
	1)名称 2)著者	
⑭参考文献 2	3)雑誌名、年、月、号、ページ	
	4)概要	
	1)名称 2)著者	
⑭参考文献3	3)雑誌名、年、月、号、ページ	
	4)概要	

	1)名称	
	2)著者	
⑭参考文献 4	3)雑誌名、年、月、号、ページ	
	4)概要	
	1)名称	
	2)著者	
	3)雑誌名、年、月、号、ページ	
	4)概要	

[※]⑬については、1.の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団体や 研究者等の名称を記載すること。

整理番号

提案される医療技術名	
申請団体名	

※ 薬事承認されていない医薬品、医療機器又は体外診断薬を使用した技術は、原則として医療技術評価分科会での評価の対象外である。承認見込みの場合、令和7年(2025年)8月末日迄に承認取得が可能な場合のみ、評価の対象となることに留意すること。

- ※ 医薬品、医療機器又は体外診断薬については、当該技術の核となるものについて必ず具体的な薬品名、製品名を記載すること。
- ※ 該当する製品の添付文書を添付すること。
- ※ 薬事承認上の内容等が不明な場合は、添付文書を確認するか、製造販売会社等に問い合わせること。
- ※ 記載が不十分であると判断した場合は評価の対象外となるため、必要事項をもれなく記載すること。

【医薬品について】

名称(販売名、一般名、 製造販売企業名)	薬事承認番号	収載年月日	薬事承認上の 「効能又は効果」	薬価 (円)	備考 ※薬事申請及び公知申請の状況等(薬 事承認見込みの場合等はその旨を記 載)

【医療機器について】

名称(販売名、一般名、 製造販売企業名)	薬事承認番号	収載年月日	薬事承認上の 「使用目的、効能又は効果」	特定保険医療材料に該当する場合は、 番号、名称、価格を記載 (※薬事申請及び公知申請の状況等 (薬事承認見込みの場合等はその旨を 記載)

【体外診断用医薬品(検査用試薬)について】

名称(販売名、一般名、 製造販売企業名)	薬事承認番号	収載年月日	備考 ※薬事申請及び公知申請の状況等(薬事承認見込 みの場合等はその旨を記載)

【その他記載欄(上記の欄に記載しきれない内容がある場合又は再生医療等製品を使用する場合には以下を記入すること)】

中医協 総-4-1 7. 2. 19 中医協 診一1 7.2.19 診調組 技一2 7 . 2 . 3

医療技術評価提案書 記載要領(案)

【通則】

- 1. 医療技術評価分科会において評価を行う技術は、以下のとおりである。
- (1) 評価の対象となる医療技術の範囲

評価の対象となる医療技術は、原則として以下に含まれるものとする。

- ① 医科診療報酬点数表 第2章特掲診療料第1部医学管理等から第13部病理診断まで
- ② 歯科診療報酬点数表 第2章特掲診療料第1部医学管理等から第14部病理診断まで
- (2) 提案される医療技術に係る医薬品等について

提案される医療技術において用いる医薬品、医療機器及び体外診断薬等は、全て薬事承認を得たものとする。薬事承認を得ていない医薬品等を用いる医療技術は、原則として医療技術評価分科会における評価の対象外とする。ただし、令和7年8月末日までに薬事承認が確実に可能な場合、評価の対象とする。

- 2. 医療技術評価提案書(以下「提案書」という。)には、「医療技術評価提案書(保険未収載用)」(以下「提案書(未収載用)」という。)と「医療技術評価提案書(保険既収載技術用)」(以下「提案書(既収載用)」という。)がある。提案書は必ず、令和8年度診療報酬改定に向けて作成されたものを使用すること。令和8年度診療報酬改定に向けて作成されたもの以外を使用した場合、評価の対象外となるため、十分注意すること。
- 3. 医療技術の提案にあたり、どちらの提案書の様式を用いるかについては、以下に従い選択すること。
- (1)提案される医療技術が、現に診療報酬点数表に収載されていないものであり、かつ、以下の(2)のいずれにも該当しない場合は、「提案書(未収載用)」を用いること。
- (2) 提案される医療技術が、以下のいずれかに該当する場合は「提案書(既収 載用)」を用いること。
 - 現に診療報酬点数表に収載されている医療技術について、新たな適応疾 患等に保険適用を拡大することを提案する場合
 - ・ 現に診療報酬点数表に収載されている医療技術について、施設基準、回 数制限等の算定要件の見直し又は点数の見直しを提案する場合

- 現に診療報酬点数表に収載されている医療技術であるが、別の技術料として新設することが妥当と考えられる場合
- ・ 過去に診療報酬点数表に収載されていた医療技術であって、現に診療報 酬点数表に収載されていないものについて、再評価を提案する場合
- 新規特定保険医療材料等により新設される技術料に係る医療技術について提案する場合
- 4. 提案書への記載に当たっては、公表することを前提とすること。なお、機密 事項としての取扱いを希望する項目がある場合には、その旨を明記すること。
- 5. 平易な用語や図表を用いて、A 4 用紙 1 枚でまとめた「提案される医療技術の概要をまとめた資料(以下「概要図」という。)」を添付すること。概要図には、「医療技術名」、「医療技術の概要」、「対象疾患名」、「現在当該疾患に対して行われている治療との比較」、「有効性」及び「診療報酬上の取扱い」を必ず記載すること。概要図は、先進医療会議の資料を参考として記載すること。なお、必要であれば、海外のデータを用いても差し支えない。

(参考) 先進医療会議

http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-hoken.html?tid=129195

- 6. 提案される医療技術を評価する上で有用と考えられる文献等について、<u>5つを上限として</u>提案書に添付できることとする。ただし、「提案される医療技術において用いる医薬品、医療機器又は体外診断薬」に関する添付文書等については、この限りでない。
- 7. 提案書の記載に当たっては、以下を遵守すること。
 - 既に記載されている項目や内容を変更することなく、空欄を埋める形で記載すること。
 - ・ セルの結合や削除はしないこと。なお、印刷ページで4ページ以内に収ま る範囲であれば、各行の高さを変更しても差し支えない。
 - 文字の大きさは12ポイントとし、欄外には記載しないこと。
- 8. 記載する事項がない項目については、当該項目欄に「特になし」と必ず記入すること。
- 9. 提案される医療技術がレジストリを要件とする医療技術である場合、当該技

術に係るレジストリについて検証を行った上で、検証結果を提案書に添付すること。

【提案書(未収載用)の記載方法】

1.「申請団体名」について 提案書の記載内容について確認が可能な申請団体名を記載すること。

2.「提案される医療技術が関係する診療科」について

「主たる診療科」については、提案される医療技術が最も用いられることが 想定される診療科を1つ選択すること。「関連する診療科」については、主た る診療科以外で、提案される医療技術が用いられることが想定される診療科が ある場合には、該当する診療科を2つまで選択すること(ない場合には、「00 なし」を選択すること。)。なお、「申請技術が関係する診療科」の選択に当た っては、可能な限り「38 その他」を選択せず、リストの中の診療科から選択す ること。

3.「提案される医療技術又は提案される医療技術に類似した医療技術の提案実績の有無」について

過去の診療報酬改定に向けた医療技術の評価の際に提案されたが、新規保険収載等の対応がなされなかった医療技術について、改めて提案される場合には、「提案実績あり」を選択すること。そうでない場合には「提案実績なし」を選択すること。

「提案実績あり」を選択した場合には、直近の提案がなされた年度及び提案技術名を記載するとともに、直近の提案の内容との違い(追加のエビデンスの有無)について、追加のエビデンスがある場合、「有」を選択し、それが分かるように提案書に印を付す等、わかりやすく示すこと。

4.「保険収載が必要な理由」について

提案される医療技術について、対象となる疾病等に関する現状及び保険収載された際に期待される効果を、評価項目(有効性、安全性等)に記載したデータ等を用いて、300字以内で簡潔に記載すること。

5. 評価項目について

①「提案される医療技術の対象」について

疾患、病態、症状及び年齢等、提案される医療技術の対象となる患者群を具体的に記載する。

②「提案される医療技術の内容」について

提案される医療技術について、具体的な手技・手法、実施に要する時間(例: 手術時間、検査時間等)、個々の患者における実施頻度及び治療期間等を記載 すること。

③「対象疾患に対して現在行われている医療技術」について 現在、①で記載した患者群に対して、診断・治療等の目的で行われている既 収載医療技術について、区分番号と共に記載すること。

なお、提案される医療技術が検査等であって、現に複数の検査等において 診断・治療を行っている場合には、現に収載されている医療技術を全て記載 すること。その際、区分が複数にある場合は、「その他」を選択し、該当する 区分を全て右欄に記載すること。

④「有効性・効率性」及び⑤「④の根拠となる研究結果等」について 治癒率・死亡率・QOLの改善等の長期予後のアウトカムや、診断の正確性 の向上等について、③で記載した既存技術の有効性と可能な範囲で比較した 上で、両者の相違点がわかるように、データや学会のガイドライン等に基づ き記載すること。また、その概要について記載した上で、エビデンスの質 (エビデンスレベル)を明記し、当該有効性に関する資料(ガイドラインや 論文の写し等)を必ず添付すること(ガイドラインや論文等である場合、参 考文献の欄にも記載すること。)。

エビデンスレベルは、1a、1b、2a、2b、3、4、5又は6の中から選択することとし、それぞれのエビデンスレベルの分類は以下とする。

1a: ランダム化比較試験(RCT)のメタアナリシス

1b: 少なくとも1つのRCT

2a:少なくとも1つのランダム割付けを伴わない前向きコホート研究

2b: 少なくとも1つのランダム割付けを伴わない後ろ向きコホート研究

3:ケースコントロール研究

4:前後比較、対照群を伴わない研究

5:症例報告、ケースシリーズ

6:専門家個人の意見(専門家委員会報告を含む)

ガイドライン等における位置づけについて、提案される医療技術がガイドライン等に記載されている場合には、当該ガイドライン等の名称、発行年、 発行団体名、提案される医療技術に関する記載の概要について記載するとと もに、参考文献の欄にも記載すること。また、提案される医療技術に係るガイドライン等が「診療ガイドライン」である場合には、「Minds 診療ガイドライン作成マニュアル 2020」(https://minds.jcqhc.or.jp/methods/cpg-development/minds-manual/)等に準じて質を確保しているかどうかについて、評価ツール等(https://minds.jcqhc.or.jp/methods/guideline-evaluation/agree/)を用いた自己点検の状況や、Minds に選定された診療ガイドラインであるかどうか(https://minds.jcqhc.or.jp/search/)についても記載すること。提案される医療技術がガイドライン等に記載されていない場合には、提案される医療技術について掲載され得るガイドライン等の名称、発行年、発行団体名、当該ガイドラインの改訂の見込みの時期、提案される医療技術が当該ガイドライン改訂時に記載される見込みについて記載すること。

⑥「普及性」について

①及び②の記載内容を踏まえ、患者数の将来予測推計を、学会のデータ、患者調査結果等を活用し記載すること。また、提案される医療技術の(年間)実施回数の将来予測推計(提案される医療技術を実施できる医療機関の数及び実施回数の推計)を、学会等が保有するデータや社会医療診療行為別統計(旧:社会医療診療行為別調査)結果等を活用し記載すること。

(参考)

• 患者調查

https://www.e-stat.go.jp/stat-

search/files?page=1&toukei=00450022&metadata=1&data=1

• 社会医療診療行為別統計

https://www.e-stat.go.jp/stat-

 $\underline{search/files?page=1\&toukei=00450048\&tstat=000001029602\&cycle=7\&met}\\ \underline{adata=1\&data=1}$

《社会医療診療行為別統計を用いた年間実施回数の調べ方》

- (i) 上記 URL のうち、調べたい統計表の「CSV」マークをクリックする と、該当する統計表が閲覧できる。
- ※ 個別の処置や手術等の算定回数については、表番号1~3を参照すると 便利である。
- (ii) 調べたい診療行為の、「総数」の中の「実施件数、回数」を見る。 例:下記の「○○術」であれば「200回」となる。

		実施件数	回数	点数
○○術	12345	150	200	246900

この調査は、1 か月の算定回数の調査であるため、年間実施回数を推計する際には12 倍する。

例:「200 回×12=2400 回」となる。

⑦「医療技術の成熟度」について

提案される医療技術の学会等における位置づけや難易度(例えば、必要と 考えられる医師の専門性、経験年数及び施設基準等)について記載すること。

施設基準については、提案される医療技術の専門性等を踏まえ、施設、人的 配置の要件等について、根拠となるデータも含め記載を行うこと。

(8) 「安全性」 について

提案される医療技術を実施した際に発生した又は発生が予想される副作用・合併症・事故などのリスクについて、その内容と頻度を記載すること。また、③に記載した既存医療技術の安全性と可能な範囲で比較すること。

⑨「倫理性・社会的妥当性」について

提案される医療技術に関し、倫理性、社会的妥当性の視点から考慮すべき 点があれば具体的に記載すること。

例) 脳死移植における臓器移植法との関係(法的問題点)

移植医療における倫理的問題 (倫理的問題点)等

※ 考慮すべき点がないと判断した場合は、「問題なし」と記載すること。

⑩「希望する診療報酬上の取扱い」について

提案される医療技術が保険収載となった場合、診療報酬点数表上妥当と思われる区分(「D検査」、「K手術」等)を1つ選択し、点数(○○点)及びその根拠(類似医療技術の点数との対比、実勢コストとの対比等)を記載すること。

また、既に保険収載されている医療技術のうち、提案される医療技術を保険収載することで代替されること等により、既存医療技術の対象者数が減少するなどして、保険収載の必要がなくなる又は点数を減点することが可能な医療技術があれば、どの程度減点が可能か等、具体的に記載すること。なお、記載した医療技術が必ず削除又は減点されるわけではない。

さらに、提案される医療技術の新規性や一症例当たりの効果(治癒率、入院・通院期間、合併症等の比較、費用の比較)等を踏まえ、提案される医療技

術を保険収載した場合の医療費への影響を試算すること。また、費用の比較に当たっては、算出の根拠も記載するとともに、提案される医療技術に直接係る費用だけでなく、提案される医療技術が用いられることにより減少が期待される費用が想定できる場合は、併せて記載すること。

ただし、増加と記載されたことにより、提案される医療技術への評価が変わるものではない。

予想影響額の算出方法は以下のとおりとする。

予想影響額 = 下記 (x) - (y) 円 増・減

- (x): 提案される技術に係る予想年間医療費 $(=(a) \times (b) \times (c))$
 - (a) 妥当と思われる診療報酬点数 (⑩の数値)
 - (b) 予想される年間対象患者数(⑥の数値)
 - (c)予想される一人当たりの年間実施回数
 - ※社会医療診療行為別統計の年間実施回数を使用する場合は、提案 される医療技術に係る予想年間医療費=(a)×予想される年間実施 回数((b)×(c))となる。
- (y): 提案される技術の保険収載に伴い減少すると予想される医療費
 - 例)・代替される既存医療技術の対象者減少に伴う医療費減少
 - ・入院期間の短縮、重症化抑制、合併症抑制に伴う医療費減少等なお、提案される医療技術について費用ー効果分析、費用ー便益分析などの経済評価が実施されていれば(海外での研究も含む。)、その結果を記載すること。

備考欄については、上記の予想影響額の算出方法とは異なる方法で予想影響額を算出した場合に使用すること。

①「提案される医療技術において用いる医薬品、医療機器又は体外診断薬」に ついて

提案される医療技術の実施に当たって、医薬品、医療機器又は体外診断薬を用いる場合、当該医薬品等について医薬品医療機器等法上の承認状況を確認する観点から、主なものについて、その名称(販売名及び一般名)、薬事承認又は認証の有無(承認又は認証番号)、医薬品医療機器等法の「使用目的、効能又は効果」、薬価又は材料価格等の内容を記載し、併せて添付文書を添付すること。ただし、一般的に普及し、かつ、明らかに医薬品医療機器等法上の承認内容に適して使用されているもの(例:心電図等監視装置、手術に用いる鉗子等基本的器械類、消炎鎮痛剤等基本的医薬品)は除く。

医薬品、医療機器及び体外診断薬について、未承認のもの又は適応外使用による医療技術に関しては、原則として評価の対象とならないので注意すること。承認見込みの場合、令和7年8月末日までに確実に承認取得が可能な場合のみ、評価の対象となる。

なお、当該項目の記載や添付資料が不十分な場合には、適切な評価が困難であるため、評価の対象とならない点に十分注意すること。また、提案に当たって企業と情報共有等を行った場合には、その旨を「その他記載欄」に記入すること。

⑩「提案される医療技術の海外における公的医療保険(医療保障)への収載状況」について

提案される医療技術の海外における公的医療保険(医療保障)(例:米国 Medicare、英国 NHS 等)への収載状況について、以下のいずれかを選択すること。

- 1) 収載されている
- 2)調べたが収載を確認できない
- 3)調べていない

また、1)を選択した場合は、国名、制度名、保険適用上の特徴(例:年齢制限)を記載の上、それを示す資料を添付すること。

③「提案される医療技術の先進医療としての取扱い」について

提案される医療技術の先進医療としての取扱い状況について、以下のいずれかを選択すること。また、b 又は c を選択した場合は、現状について簡単に記載すること。

- a. 承認を受けている
- b. 届出されたが承認されなかった
- c. 届出中
- d. 届出はしていない

(4)「その他」について

その他、QOLの改善等について、上記までの記載で網羅されておらず特記すべき事項があれば記載すること。

⑤「当該申請団体以外の関係学会、代表的研究者等」について

1. の「主たる申請団体」および「上記以外の申請団体」以外に、提案される医療技術に関する研究、会合、論文発表等を実施している学会等の関連団

体や、研究者等の名称を記載すること。

⑥「参考文献」について

提案される医療技術を評価する上で有用と考えられる文献等について、主 たるもので最新のもの5つを上限として、その概要等を記載すること。

【提案書(既収載用)の記載方法】

1.「申請団体名」について 【提案書(未収載用)の記載方法】1.を参照すること。

- 2.「提案される医療技術が関係する診療科」について 【提案書(未収載用)の記載方法】 2. を参照すること。
- 3.「提案される医療技術または提案される医療技術に類似した医療技術の提案 実績の有無」について

【提案書(未収載用)の記載方法】3.を参照すること。

4.「診療報酬区分」について

提案される医療技術が該当する診療報酬区分について、いずれか一つの区分を選択する。なお、通則の「1」の通り、Aに該当する場合は医療技術評価分科会の評価の対象とならないことに留意すること。

5.「再評価区分」及び「提案される医療技術の概要」について 当該技術の保険収載の取扱いについて再評価を希望する場合は、再評価区 分を選択(複数選択可)し、その概要を該当欄に記載すること。

	概要	例
(1 - A)	適応疾患等の拡大や縮	・他の疾患の診断についても有
算定要件の見直し	小等	効性が明らかとなった検査
(適応)		・他の疾患についても長期成績
		等の有効性が明らかとなった
		手術
(1 - B)	提案される医療技術に	・質の担保の観点から施設基準
算定要件の見直し	係る現行の施設基準の	を設けるべき手術
(施設基準)	見直し	・現行の基準が厳しすぎるため
		保険診療に支障が生じている
		手術

(1-C)	回数制限の見直し	・回数制限が現在のエビデンス	
算定要件の見直し		と合致していない検査	
(回数制限)		・回数制限がないため不必要に	
		実施されている検査・処置	
		※これらについて、患者の生活	
		上の有用性 (QOL の改善への寄	
		与等) も含め、その理由を記載	
		すること。	
(2-A)	提案される医療技術に	新たなエビデンスにより、臨	
点数の見直し(増	係る保険点数の再評価	床上の有用性が高いことが示	
点)	(増点・減点)	された技術	
(2 - B)		※これらについて、類似技術の	
点数の見直し(減		点数との対比、原価との対比等	
点)		を記載すること。	
(3)	保険既収載の医療技術で算定できているものの、新たな		
項目設定の見直し	ガイドラインや文献等により、別の技術料又は加算とし		
	ての評価等を希望		
(4)	・提案される医療技術が、既に実施されていない		
保険収載の廃止	・提案される医療技術は実施されているが、有効性・安		
	全性等に疑義が生じている		
(5)	・新規特定保険医療材料又は新規体外診断用医薬品によ		
新規特定保険医療	り、平成30年度改定まで既存の項目の点数を準用して算		
材料等に係る点数	定している		
(6) その他(1~	・上記に該当する区分	(例) ガイドラインの変更等に	
4のいずれも該当	がない場合にのみ、本	より、呼称の変更が必要である	
しない)	区分を選択	(但し、変更により算定範囲が	
		拡大する場合を除く。)	

6. 評価項目について

①「再評価すべき具体的な内容」について

提案される医療技術の保険収載の取扱いについて再評価の提案内容を記載すること。また、点数の見直しの場合は、現行の点数から何点に見直すのか 具体的に記載すること。

②「現在の診療報酬上の取扱い」について 提案される医療技術の現在の取扱いについて、対象としている患者、技術 の内容及び現在の診療報酬上の評価等について具体的に記載すること。

③「再評価の根拠・有効性」について

再評価の根拠や有効性(治癒率、死亡率や QOL の改善等の長期予後等のアウトカム)を可能な限りデータや学会のガイドライン等に基づき記載すること。また、当該再評価の理由に関する資料(論文の写し等)を必ず添付すること。

ガイドライン等での位置づけについて、提案される医療技術がガイドライン等に記載されている場合、当該ガイドライン等の名称、発行年、発行団体名、提案される医療技術に関する記載の概要について記載するとともに、参考文献の欄にも記載すること。また、提案される医療技術に係るガイドライン等が「診療ガイドライン」の場合については、「Minds 診療ガイドライン作成マニュアル 2020」(https://minds.jcqhc.or.jp/methods/cpg-development/minds-manual/)等に準じて質を確保しているかどうかについて、評価ツール等(https://minds.jcqhc.or.jp/methods/guideline-evaluation/agree/)を用いた自己点検の状況や、Minds に選定された診療ガイドラインであるかどうかについても記載すること。提案される医療技術がガイドライン等に記載されていない場合、提案される医療技術について掲載され得るガイドライン等の名称、発行年、発行団体名、当該ガイドラインの改訂の見込みの時期、提案される医療技術が当該ガイドライン改訂時に記載される見込みについて記載すること。

④「普及性の変化」について

年間対象者数の変化や年間実施回数の変化等を記載するとともに、そのように推定した根拠も記載すること。なお、年間対象者数の変化や年間実施回数の変化等の記載に当たっては、【提案書(未収載用)の記載方法】5.⑥を参照すること。

⑤「医療技術の成熟度」について 【提案書(未収載用)の記載方法】5. ⑦を参照すること。

⑥「安全性」について

提案される医療技術を見直すことによって安全性に影響が及ぶと予想される場合(安全性が向上する場合も含む)は、副作用・合併症・事故などのリスクについて、その内容と頻度を記載すること。

- ⑦「倫理性・社会的妥当性」について 【提案書(未収載用)の記載方法】5. ⑨を参照すること。
- ⑧「点数等の見直しの場合」について 見直し前後の点数及び見直し後の点数の根拠について記載すること
- ⑨「関連して減点や削除が可能と考えられる医療技術」について

提案される医療技術を見直すことによって、他の既存技術の対象者数が減少するなどして、保険収載の必要がなくなる又は点数を減点することが可能な医療技術があれば記載し、どの程度減点が可能か具体的な点数を記載すること。また、同一区分番号内であっても、減点や削除が可能な部分があれば記載すること。なお、記載した技術が必ず削除又は減点されるわけではない。

関連して減点や削除が可能と考えられる医療技術が複数ある場合には、全て記載すること。その際、区分が複数にある場合は、「その他」を選択し、該当する区分を全て右欄に記載すること。

⑩「予想影響額」について

予想影響額の算出方法及び備考欄の取扱いについては、【提案書(未収載用) の記載方法】 5. ⑩を参照すること。

①「算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬品、医療機器又は体 外診断薬」について

算定要件の見直し等によって、新たに使用される医薬品、医療機器又は体外診断薬がある場合には、【提案書(未収載用)の記載方法】5. ⑪を参照の上、別紙に記載すること。

当該医薬品等について、未承認のもの又は適応外使用による技術に関しては、原則として評価の対象とならないので注意すること。なお、承認見込みの場合、令和7年8月末日迄に確実に承認取得が可能な場合のみ、評価の対象となる。また、当該項目の記載や添付資料が不十分な場合には評価の対象とならないため、十分注意すること。

②「その他」について

【提案書(未収載用)の記載方法】5. ⑭を参照すること。

③「当該申請団体以外の関係学会(共同提案学会名、関連団体名)、代表的研究者等」について

【提案書(未収載用)の記載方法】5. ⑮を参照すること。

⑭「参考文献」について

【提案書(未収載用)の記載方法】 5. ⑯を参照すること。

中医協 総 - 4 - 4 7 . 2 . 1 9 中医協 診 - 2 - 3 7 . 2 . 1 9 診調組技-3-3723

保険未収載技術 評価票(案)

番号:

評価対象技術:

評価者:

I. 評価	
評価項目	評価結果
1. 当該技術の保険収載に係る必要性・妥当性について	1 2 3 4 5 (低 🗀 🕽 高)
2. 倫理性・社会的妥当性について	問題あり問題なし
3. 実施施設の限定について	 施設基準を設けるべき 必要なし
Ⅱ. コメント	
(1)既存技術と比較した有効性及び効率 性について	
(2)普及性について	
(3)技術的成熟度について	
(4)安全性について	
Ⅲ. 自由記載欄	

(評価上の留意事項)

- I. 評価結果について
 - ・「1. 当該技術の保険収載に係る必要性・妥当性について」及び「2. 倫理性・社会的妥当性について」は、提案書①~⑥に記載された内容を、エビデンスレベル等のデータの質・信頼度、臨床的観点からの妥当性などから総合的に評価し、評価結果を○で囲むこと。
 - ・「3. 実施施設の限定について」は、提案書①~⑤の記載を総合的に評価し、当該技術を実施する場合には、安全性等の観点から一定の施設に限定する必要である、と判断した場合は、1を○で囲むこと。

Ⅱ. コメントについて

- ・評価結果を1又は2とした場合は、提案書の内容が不十分と考えられる点
- ・評価結果を5とした場合は、評価ができると考えられる点

を少なくとも1項目について、(1)~(4)の「コメント」欄に記載する。(複数記載可)

Ⅲ. 自由記載欄について

その他、当該技術に関して特記すべき事項がある場合は、記載すること。なお、事務局が提案書記載内容 の確認を行った際等に気づいた点を記載することもあるので、評価の際に参考として用いること。

保険既収載技術 評価票(案)

番号:

評価対象技術:

評価者:

評価結果

I. 評価	
評価項目	評価結果
1. 再評価の必要性・妥当性について	1 2 3 4 5 (低) 高)
Ⅱ. コメント	
(1)有効性等について	
(2)普及性の変化について	
(3)予想される医療費の影響について	
(4)その他(安全性、技術の成熟度、倫理性・社会的妥当性について特記すべき事項があれば)	
Ⅲ. 自由記載欄	

(評価上の留意事項)

- I. 評価結果について
 - ・「1. 再評価の必要性・妥当性について」は、提案書①~⑤に記載されている有効性等に関するデータ の質・信頼度も含め総合的に評価し、評価結果を○で囲むこと。
- Ⅱ. コメントについて
 - ・評価結果を1又は2とした場合は、提案書の内容が不十分と考えられる点
 - ・評価結果を5とした場合は、評価ができると考えられる点

を少なくとも1項目について、(1)~(4)の「コメント」欄に記載する。(複数記載可)

Ⅲ. 自由記載欄について

その他、当該技術に関して特記すべき事項がある場合は、記載すること。なお、事務局が提案書記載内容 の確認を行った際等に気づいた点を記載することもあるので、評価の際に参考として用いること。